

とうのしょうまち

農業委員会だより

とうのしょうまち
70th
東庄町 町制施行70周年

令和8年3月 第14号

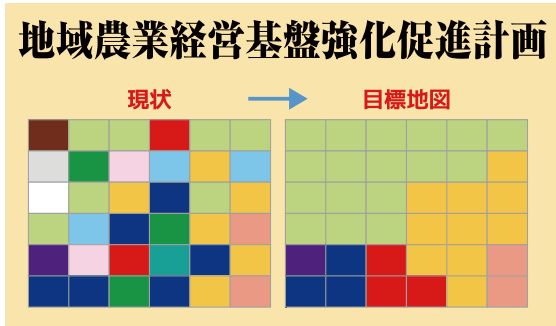
編集・発行 / 東庄町農業委員会 ☎86-6079



**地域計画の参画と
勉強会の開催**

「地域農業経営基盤強化促進計画（略して地域計画）」の策定及び改定に向け、町内13地区の座談会に参加し、農業の将来の在り方について話し合いを行いました。農業委員会は、農業者の意向把握を行い、農地を次の担い手に繋ぐ役割を担っています。

また、「農地耕作条件改善事業の勉強会」を開催（1月9日）し、町内から約60名の農業者に集まっていただきました。



農業に携わる皆様のご意見、ご要望をお伺いしながら、諸課題の解決の向け取り組んでまいりますので、ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平素より、農業委員会の運営、活動に格別なるご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。
 農業の担い手確保や農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止や解消など農地の利用の最適化を推進することが農業委員会の役割です。各地区には農業者の相談役として農業委員と農地利用最適化推進委員がおります。

会長挨拶



岡野 豊

任期
R.7.4.1
～
R.10.3.31

第25期

東庄町農業委員会 委員紹介

農地部長



常世田元雄
(笹川)
笹川地区担当



向後みどり
(笹川)
笹川地区担当



佐藤 一郎
(神代)
神代地区担当



岡田勝巳
(神代)
神代地区担当



菅谷耕一
(神代)
神代地区担当

副会長 (職務代理者)

農業委員

会長

農政部長



宮澤秀樹
(東城)
東城地区担当



岡野 豊
(東城)
東城地区担当



多田澄江
(橘)
橘地区担当



江波戸敏雄
(橘)
橘地区担当



保科耕一
(笹川)
笹川地区担当

農地利用最適化推進委員



常世田 寛
(橘)
橘地区担当



鈴木節子
(東城)
笹川地区担当



林美佐子
(笹川)
笹川地区担当



高森 一郎
(東城)
神代地区担当



飯田伴雄
(神代)
神代地区担当



池永章徳
(東城)
東城地区担当



海寶聡久
(東城)
東城地区担当



鈴木孝一
(東城)
東城地区担当



河津義則
(橘)
橘地区担当



田谷典夫
(橘)
橘地区担当

遊休農地解消緊急対策事業

千葉県農地中間管理機構は、令和5年度から遊休農地緊急対策事業を開始しました。

遊休農地の管理等でお悩みの方は、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員または、東庄町役場農政係（☎86-6076）へ、ご相談ください。

東庄町農地移動適正化 あっせん事業

農地の出し手

- 高齢で農作業ができない。
- 後継者もない。
- 相続した農地を売りたい。

農地の担い手

- 経営規模を拡大したい。
- 新規就農・参入したい。
- 分散した農地をまとめた。



あっせん委員 (農業委員・推進委員) による個別マッチング

東庄町農業委員会（☎86-6079）へ
お気軽にご相談ください。

農地パトロールを 実施しました

農業委員会では、農地法に基づき、毎年全農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し「遊休農地の実態把握と発生・防止・解消」および「農地の違反転用発生防止対策」の取り組みをしています。

令和7年度は町内全農地2163haを調査した結果、194haの遊休農地を把握しました。

この調査結果に基づき、地権者へ「利用意向調査」を行い、遊休農地の解消・農地の有効利用等を図ります。



令和7年11月3日開催の第38回東庄ふれあいまつりに東庄産農産物のお楽しみ抽選会を行い、「コカブ」や「あらびきソーセージ」などを無料で配布しました。
当日は、大勢の方が列を成して大盛況でのイベントとなりました。
この事業は農業委員会とJAかとり東庄地区理事・東庄町農村ふれあい塾の合同事業で実施されました。



令和7年11月18日から19日に、県外視察研修会を実施し、東日本大震災復興交付金を活用し、新たな産地づくりとして、町内3か所に大型園芸施設が整備された宮城県亶理町いちご団地を視察しました。
視察先の亶理町いちご団地は、全体で生産面積23.1ha、生産者99戸、栽培方法は全て高設栽培です。
施設内は、少人数で生産が出来るように温湿度・日照時間・かん水・養分をシステムで一括管理し、暖房設備や二酸化炭素発生装置なども設置されています。
亶理町の団地で生産された全てのいちごは、団地内にある集荷施設（JA仙台亶理山元いちご選果場）で集荷・選果され北海道方面へ出荷されていました。
また、生産技術をシステム化したことにより、後継者および新規就農者へ技術継承がしやすく将来を見据えた先進的な農業経営現場を視察しました。


令和7年11月18日から19日に、県外視察研修会を実施し、東日本大震災復興交付金を活用し、新たな産地づくりとして、町内3か所に大型園芸施設が整備された宮城県亶理町いちご団地を視察しました。視察先の亶理町いちご団地は、全体で生産面積23.1ha、生産者99戸、栽培方法は全て高設栽培です。施設内は、少人数で生産が出来るように温湿度・日照時間・かん水・養分をシステムで一括管理し、暖房設備や二酸化炭素発生装置なども設置されています。亶理町の団地で生産された全てのいちごは、団地内にある集荷施設（JA仙台亶理山元いちご選果場）で集荷・選果され北海道方面へ出荷されていました。また、生産技術をシステム化したことにより、後継者および新規就農者へ技術継承がしやすく将来を見据えた先進的な農業経営現場を視察しました。

県外視察研修会



ドローンによる薬剤散布承ります
 殺虫殺菌剤、除草剤、追肥、粒剤散布(1kg粒剤も対応)など負担のかかる散布作業を、私たちがお手伝いします！
 詳しくは、下記までお問い合わせください。

一般社団法人 国際ドローン協会
 〒289-0624 東庄町小南941 東庄町ドローンパーク
 Tel : 050-3561-0955 メール : info@ida-drone.com



農業者年金

で老後の生活を安心サポート

特徴1の3つの要件を満たせばどなたでも加入できます



特徴 1 **農業者なら広く加入できる**
加入資格▶
★年間60日以上農業に従事する
★国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
★20歳以上65歳未満の方
※60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

特徴 2 **積立方式・確定拠出型で 少子高齢時代に強い**
★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型を採用しています。
★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴 3 **通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる**
★月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで千円単位で選択できます。

特徴 4 **終身年金。80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金を遺族の方に支給**
★年金は生涯受給できます。
★仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴 5 **税制面の優遇措置が大きい**
★支払った保険料は全額（最高額1人当たり80万4千円）が社会保険料控除の対象になります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合は、家族分も含めて控除の対象になります。

特徴 6 **政策支援加入なら、保険料の国庫補助がある**
★一定の要件を満たした意欲ある担い手は最高1万円の保険料の国庫補助が受けられます。
★国庫補助を受ける場合の保険料は月2万円に固定されます。

令和8年度農業委員会総会開催予定日

開催日時、開催場所は、都合により変更する場合がありますので、事務局にお問い合わせください。

総会開催日	申請受付締切日
令和8年 4月7日 (火)	令和8年 3月19日(木)
5月8日 (金)	4月20日(月)
6月5日 (金)	5月20日(水)
7月7日 (火)	6月19日(金)
8月5日 (水)	7月17日(金)
9月7日 (月)	8月20日(木)
10月5日 (月)	9月18日(金)
11月5日 (木)	10月20日(火)
12月7日 (月)	11月20日(金)
令和9年 1月8日 (金)	12月18日(金)
2月5日 (金)	令和9年 1月20日(水)
3月5日 (金)	2月19日(金)

- 総会開催場所：通常は役場会議室2
- 総会開催時間：通常は午後3時より
- 総会は公開しています。傍聴を希望の方は事務局までお問い合わせください。

※農地法第3条 耕作目的のために農地を所有権移転したり賃借する場合は、農地法第3条の許可が必要です。

※農地法第4条・第5条 農地を農地以外のものに転用する場合は農地法第4条または第5条の許可が必要です。

東庄町 貸借料 情報

令和7年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。



【田(水稲)の部】

締結(公告)された地域名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (件)
神代地区	31,700	48,800	14,500	114
笹川地区	42,900	65,000	15,000	240
橘地区	39,600	54,600	15,000	90
東城地区	31,700	47,000	20,000	12
(参考)東庄町全域	39,100			

【畑の部】

締結(公告)された地域名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (件)
神代地区	13,200	11,400	20,300	5
笹川地区	18,900	18,900	18,900	1
橘地区	10,900	20,000	7,900	20
東城地区	17,600	24,400	6,700	16
(参考)東庄町全域	13,900			

- 1 データ数は、集計に用いた賃貸借件数（筆数）である。
- 2 データの集計にあたり、全体平均値より7割を超えるものは除外している。
- 3 物納（水稲）による小作料は、1俵当たり32,500円で換算している。

お問い合わせ
東庄町農業委員会事務局

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131
TEL 0478-86-6079 / FAX 0478-86-4051